

# 令和8年度 特殊無線技士養成課程 受講のご案内

公益財団法人日本無線協会東北支部  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-26  
コンヤスビル3階  
TEL 022-265-0575 FAX 022-265-0822  
URL <https://www.nichimu.or.jp/>

## ●受講者を募集する養成課程

無線従事者の資格を取得するための養成課程（講習会）の受講者を募集いたします。

募集する養成課程の資格、授業科目及び修了試験の時間は下表のとおりです。

養成課程の実施場所、実施予定日、受講料等は別紙1をご覧ください。

資 格	授業科目、修了試験の時間
第一級陸上特殊無線技士	法規6時間、無線工学48時間、修了試験2時間20分
第二級陸上特殊無線技士	法規5時間、無線工学4時間、修了試験1時間30分
第三級陸上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間30分
第二級海上特殊無線技士	法規8時間、無線工学5時間、修了試験1時間30分
第三級海上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間

## ●受講するための資格要件

第二級及び第三級陸上特殊無線技士、第二級及び第三級海上特殊無線技士を受講する場合は、資格要件はありません。どなたでも受講できます。

第一級陸上特殊無線技士を受講する場合は、別紙2の受講要件を満たす必要があります。

## ●受付期間

受講申込みの受付期間は、「講習開始日の2ヶ月前から10日前まで」です。

受講申込みは、日本無線協会ホームページに掲載されている「養成課程案内」から取得したい無線従事者資格の公募講習の開催予定を確認し、「公募養成課程受付システム」からお申し込みください。

募集人員に達した場合は、受付期間内であっても締め切ります。なお、受付期間を過ぎても定員に満たない場合は受付けできることがありますのでお問い合わせください。電話、FAXによる予約又は養成課程受講申込書での受付けは行っていません。

なお、インターネットでのお申込みが困難な場合には東北支部事務局までご相談ください。

【日本無線協会ホームページ インターネット受付画面】

<https://www.nichimu.or.jp/kousyu-yousei/e-entry/e-entry.html>

## ●受講申込の方法

**「公募養成課程受付システム」でお申込み後、速やかに次の書類を「日本無線協会東北支部」へ直接又は郵送により提出してください。**

（事務所での受付時間は、月曜から金曜まで（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで）

### (1) 受講関係書類等送付書

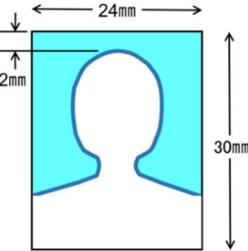
所定の様式の送付書に必要事項を記入して下さい。

様式は「公募養成課程受付システム」で申込み後、登録したアドレス宛にメールにて送付されます。

(2) **写真**　縦30mm、横24mm　同一の写真3枚

無帽、正面、上三分身（胸から上）、無背景、縁取りのないもので、申込前6ヶ月以内に撮影したもの（詳細は[こちら](#)）。裏面に受講資格及び氏名を記入して下さい。

提出いただく写真は、東北総合通信局が交付する無線従事者免許証に転写されますので、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用して、鮮明にプリントしてください。



(3) **氏名及び生年月日を証する書類**（免許の申請に必要となる書類です。）

○住民票（コピー不可、マイナンバー未記入のもの）、又は無線従事者免許証、

電気通信主任技術者者、工事担任者資格者証のコピー何れか　1通

○ただし、下記の住民票コード又は資格のいずれかを既に取得していて、無線従事者免許申請書（受講を申込まれた方へ当協会がお送りします。）に、住民票コード、免許証番号、資格者証番号のいずれか一つを記入する場合は、前記の住民票の写しの提出は不要です。

- ・住民票コード（市町村が割り当てる11桁の番号）
- ・無線従事者免許証
- ・電気通信主任技術者資格者証
- ・工事担任者資格者証

(4) **無線従事者免許申請書**

無線従事者免許申請書は「公募養成課程受付システム」で申込み後、登録したアドレス宛にメールにて送付されます。同時に送付される記載要領を参照のうえ記入してください。

(5) **免許証郵送用封筒**

定形封筒に320円分の切手（定形郵便物50gまで(110円) + 特定記録郵便(210円)）を貼り、免許証の送付先住所、氏名（受講者の氏名）を記入してください。

(6) **受講要件を満たしている証明書　1式**

第一級陸上特殊無線技士を申込まれる方は、別紙2の資格要件を満たしていることを証明する書類（卒業証明書、履修証明書、経歴証明書など）を提出して下さい。他の資格を申し込まれる方は、提出不要です。

### ●受講料等及びそのお支払い

(1) 受講料等（受講料、消費税及び免許申請手数料の合計金額）は、受講日の10日前までに「公募養成課程受付システム」で選択したお支払方法（コンビニエンスストア、銀行振込、ペイジー）によりお支払ください。（銀行振込の振込手数料はお客様負担となります。）

(2) 請求書払や複数名の受講料等を一括でお支払いただく場合は、日本無線協会 東北支部（TEL 022-265-0575）にご連絡ください。

この場合は以下の口座へのお振込みとなります（振込手数料はお客様負担となります。）。

七十七銀行 一番町支店  
普通口座 5038276  
公益財団法人日本無線協会東北支部

(3) 講習開始日の前日までに受講の取消しの申し出があった場合は、請求により、納入された受講料等の額から送金手数料を差し引いた額をお返しします。

(4) 免許申請手数料2,050円を受講料と一緒に預かりします。修了試験が不合格となった場合や受講取消しの申し出があった場合には免許申請手数料をお返しします。

## ●受講案内等の関係書類

「公募養成課程受付システム」で申込み後、登録したアドレス宛にメールにて受講案内等の関係書類が送付されます。

受講票や講習で使用する教材は、講習会場でお渡しします。

## ●無線従事者の免許申請

当協会は、受講する方が記入した無線従事者免許申請書を、修了試験合格の後に東北総合通信局へ提出します。

## ●受講上の注意

(1) 仮受講票（メール本文を印刷又はスマホ画面で提示）は、講習日に必ず持参してください。

(2) 欠席や遅刻をしないよう注意してください。（受講時間が不足すると修了試験を受けられません。）

(3) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、必ずご連絡ください。

(4) 講習会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

(5) 車椅子をご利用の方は、あらかじめご連絡ください。

### お問合せは下記へ

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-26 コンヤスビル3階

公益財団法人 日本無線協会 東北支部

TEL 022-265-0575

**別 紙 1 養成課程の実施場所、実施予定日など**

資格	実施場所	実施会場(注)	実施予定日(注)	募集人員(注)	受講料等及び内訳	
陸上関係資格	第一級陸上特殊無線技士	仙台市	令和8年11月10日(火) ～11月20日(金) (選抜試験は10月13日(火))	40名	69,150円 受講料 61,000円 消費税(10%) 6,100円 免許申請手数料 2,050円	
	第二級陸上特殊無線技士		令和8年 7月 22日(水) ～23日(木)	各回40名	30,650円 受講料 26,000円 消費税(10%) 2,600円 免許申請手数料 2,050円	
			令和8年10月 7日(水) ～ 8日(木)			
			令和9年 3月 3日(水) ～ 4日(木)			
	第三級陸上特殊無線技士	青森市	青森県観光物産館 アスパム 青森県青森市 安方 1-1-40	各回40名	22,950円 受講料 19,000円 消費税(10%) 1,900円 免許申請手数料 2,050円	
			令和8年 6月 24日(水)			
		盛岡市	令和8年10月21日(水)			
			令和9年 3月 25日(木)			
			令和8年 5月 27日(水)	各回60名		
			令和8年 8月 26日(水)			
		仙台市	令和8年12月 9日(水)			
			令和9年 2月 17日(水)			
			令和8年 5月 14日(木)	各回40名		
			令和8年 7月 1日(水)			
			令和8年 9月 2日(水)			
			令和8年11月 5日(木)			
			令和9年 1月 13日(水)			
			令和9年 3月 9日(火)			
海上関係資格	秋田市	秋田市	令和8年 6月 2日(火)	各回42名	41,650円 受講料 36,000円 消費税(10%) 3,600円 免許申請手数料 2,050円	
			令和8年 9月 16日(水)			
			令和9年 3月 24日(水)			
	山形市	山形市	令和8年 6月 17日(水)	各回30名		
			令和8年10月 28日(水)			
			令和9年 3月 10日(水)			
	郡山市	郡山市	令和8年 5月 26日(火)	各回42名		
			令和8年 8月 5日(水)			
			令和8年11月 25日(水)			
			令和9年 1月 27日(水)			
第二級海上特殊無線技士	仙台市	仙台商工会議所 宮城県仙台市 青葉区本町 2-16-12	令和8年 6月 3日(水) ～ 4日(木)	各回40名	21,850円 受講料 18,000円 消費税(10%) 1,800円 免許申請手数料 2,050円	
			令和8年12月 2日(水) ～ 3日(木)			
			令和9年 2月 3日(水) ～4日(木)			
第三級海上特殊無線技士			令和8年 7月 15日(水)	40名		

注 

- 実施会場は都合により変更することがあります。
- 講習開始時刻は実施会場によって異なります。
- 諸事情により養成課程の一部を中止、募集人員・実施会場を変更することがあります。

## 別 紙 2 第一級陸上特殊無線技士を受講するための資格要件

第一級陸上特殊無線技士の受講者は、次のいずれかに該当すること。

- (1)学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を卒業した方
- (2)学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方
- (3)学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した方又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した方
- (4)入学資格を学校教育法57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校（(2)に掲げるものを除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方
- (5)入学資格を学校教育法90条に規定する修業年限が1年以上の学校等（(2)又は(3)に掲げるものを除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業し又は修了した方（「修了した方」については、1年以上を修了した方に限る。）
- (6)第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する方
- (7)受講申込み前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した方（(2)に掲げる方を除く。）及びこれに準ずる方の場合は1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する方。この場合において、高等学校を卒業した方に準ずる方は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる方とする。（[証明書様式はここをクリック](#)）
- (8)日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の選抜試験に合格した方（試験結果通知書が必要です。）（[選抜試験はここをクリック](#)）

※上記の資格要件に当てはまらない場合は、当支部(TEL 022-265-0575)にご相談ください。

## 「養成課程受講申込み」から「免許証取得」までの流れ

■受講する方 ■当協会

